

農業集落排水事業について

- 農業集落排水事業の概要
- 農業集落排水施設における放流目標水質について
- 農業集落排水施設から発生する汚泥の再生利用について
- 農業集落排水事業の取組方向

農業集落排水事業の概要

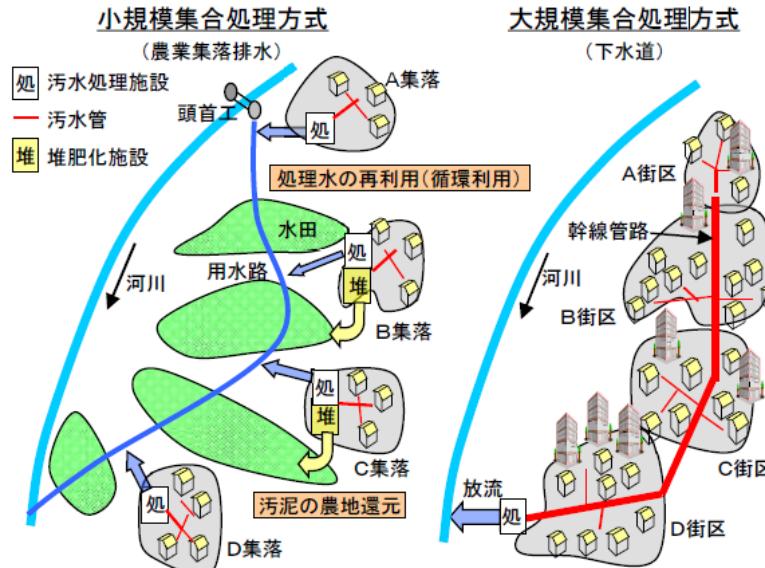
【農業集落排水事業の目的】

農業振興上の観点から農業振興地域を対象として、農業用排水の水質保全や農業用排水施設の機能維持、農村の生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水や汚泥、雨水を処理し、生産性の高い農業の実現と活力ある農村社会の形成に資する

農業集落排水事業の概要

- 事業内容: 農村地域における汚水処理施設及び管路施設等の新規整備及び改築
- 事業実施主体: 都道府県、市町村、土地改良区等
- 補助率: 内地、北海道、離島50%、沖縄75%、奄美60%
- 受益戸数: おおむね20戸以上
- 汚水処理施設規模: おおむね1,000人程度
- 農業集落排水汚泥や処理水の資源循環促進計画の策定が要件

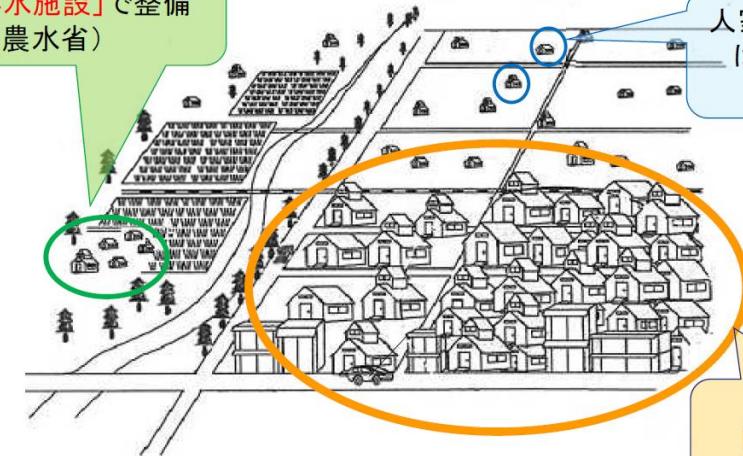
集合処理方式のイメージ図



【出典: 農林水産省農村振興局地域整備課資料】

農漁村部の集落は
「**集落排水施設**」で整備
(農水省)

人家のまばらな周辺部
は「**浄化槽**」で整備
(環境省)



都市部は
「**下水道**」で整備
(国交省)

【出典: 農林水産省農村振興局地域整備課資料】

【県内の状況】

「生活排水処理アクションプログラム」に位置付けられた農業集落排水施設148地区(県内16市町)について、市町が事業主体となり整備し、全ての施設がR2に完了。現在は市町が主体で更新整備を実施。

農業集落排水施設における放流目標水質について

- 農業集落排水施設については、市町の適正な維持管理による安定かつ良好な水質の実現に向けて、土地改良事業計画指針により水質目標値が規定されている
- 関係法令や条例によって、土地改良事業指針より厳しい値となる場合や、COD、窒素、リンに関する規制を受ける場合がある

農業集落排水において目標とする放流水の水質項目

【対象:全ての施設】

BOD(生物化学的酸素要求量)	20mg/L(努力目標:15mg/L) 土地改良事業計画指針(農村環境整備)農業集落排水施設
SS(浮遊物質量)	50mg/L(努力目標:30mg/L) 土地改良事業計画指針(農村環境整備)農業集落排水施設

【上段:基準値、下段:基準】

上記に加え

【対象:伊勢湾流域に処理水が排出される処理対象201人以上の施設】

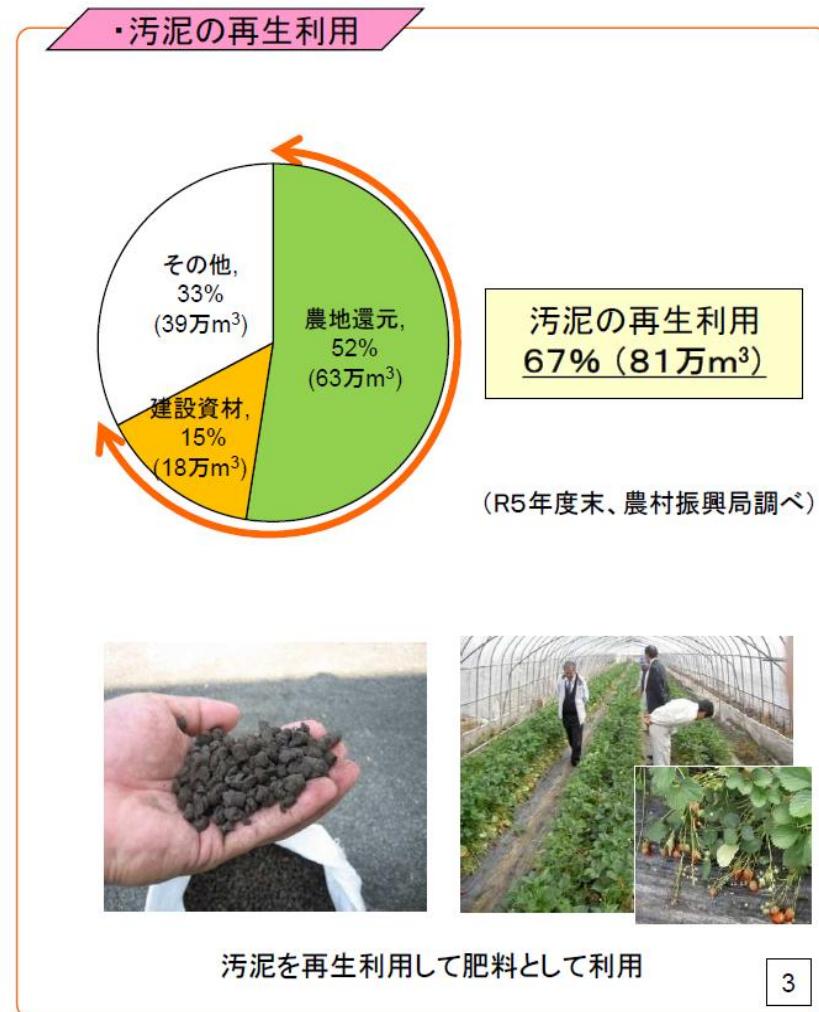
T-N(全窒素)	20~50mg/L 水質汚濁防止法による総量規制(伊勢湾) 業種区分:集排(し尿浄化槽)処理人員規模等による
T-P(全リン)	1~4mg/L 水質汚濁防止法による総量規制(伊勢湾) 業種区分:集排(し尿浄化槽)処理人員規模等による

【上段:基準値、下段:基準】

農業集落排水施設から発生する汚泥の再生利用について

農業集落排水施設から発生する汚泥等の農地還元を通じた資源循環を推進

【全国の状況】



【出典:農林水産省農村振興局地域整備課資料】

【県内の状況】

国の国内資源利用拡大の動きを受けて、農業集落排水施設から発生する汚泥を活用した肥料の利用拡大を図る国内資源循環推進事業を実施。

【ロードマップ】



【県内状況】

○処理区

143地区(16市町) ※公共下水接続5か所除く

○年間汚泥量

約42,000m³(R5実績)

○汚泥再生利用状況 約91%

(うち肥料化 約49%)

R6市町ヒアリング調査による

農業集落排水事業の取組方向

- 農業集落排水施設は重要な農村生活インフラであることから、人口減少下においても、将来にわたり事業を継続していく必要がある
- 農業集落排水施設から排出される処理水は、資源の有効活用の観点から農業用水としての再利用が推奨されていることを踏まえ、市町の適正な維持管理による安定的かつ良好な水質の保全が重要



- 引き続き、市町が取り組む施設の維持管理に対して、基準に基づき必要な助言・指導を行うとともに、豊かで美しい三重の海づくりに向けて、関係機関と連携しながら必要な取組を検討していく

